

上天草市病院企業職員長期研修要綱

制定 令和5年3月28日病院事業管理者決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、上天草市病院企業職員就業規程第39条に定めるもののほか、上天草市病院企業職員（以下「職員」という。）の長期研修に関し、必要な事項を定めるものとする。

(長期研修の目的)

第2条 長期研修は、職員が現在ある職又は将来において就くことが予想される職の遂行に必要な技能の取得及び職員の資質並びに能力の向上を図ることによって、上天草市病院事業（以下「病院」という。）の効率的な運営に資することを目的とする。

(定義)

第3条 長期研修とは、6月を超えて研修するものをいう。

(対象職員)

第4条 長期研修を受けることができる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たした職員とする。

(1) 上天草市職員定数条例（平成16年上天草市条例第19号）第2条第8号に規定する職員

(2) 長期研修終了後、3年以上病院に勤務する予定である職員

2 前項第2号の規定は、長期研修終了後、3年以内の退職を妨げるものではない。

(手続)

第5条 長期研修を受けることを希望する者は、事前に所属長に長期研修申請書（別記様式）を所属長に提出しなければならない。

2 所属長は、前項の申請があったときは、上天草市病院事業管理者に提出するものとする。

(給与)

第6条 職員の長期研修期間における給与は、上天草市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年上天草市条例第26号）その他病院の関係規程に基づき支給する。

(入学金、授業料等)

第7条 長期研修のために必要な入学金、授業料及び教材に係る費用は、病院が全額負担する。ただし、補助金等がある場合は、当該補助金等を差し引いた額を負担する。

(住居の提供等)

第8条 長期研修を受ける職員が研修先に通勤することが困難であると認めるときは、当該職員に住居を提供するものとし、当該職員が契約を締結する。

2 前項の規定に基づき住居を提供するときは、家賃、駐車場代、敷金、礼金、仲介手数料は、病院が負担するものとし、共益費、電気、ガス、水道、火災保険その他これに類するものは職員が負担するものとする。

3 病院が負担する家賃等の上限額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とし、当該額を超える部分については、職員の負担とする。

(1) 家賃及び駐車場代 月額110,000円

(2) 敷金 110,000円に当該月数を乗じた額

(3) 礼金 110,000円に当該月数を乗じた額

(4) 仲介手数料 110,000円

(旅費)

第9条 病院が住居を提供した場合における移転に係る経費については、上天草市職員の旅費に関する条例（平成16年上天草市条例第41号。以下「旅費条例」という。）に基づき旅費を支給する。

2 長期研修期間における帰省に係る旅費については、次の各号に掲げる研修期間の区分に応じ、当該各号に定める回数を上限とし、旅費条例に基づき支給する。

(1) 研修期間が6月を超え1年以内 2回

(2) 研修期間が1年を超え1年6月以内 3回

(3) 研修期間が1年6月を超え2年以内 4回

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

長期研修受講申請書

申請日： 年 月 日

所属： _____

氏名： _____

下記のとおり、長期研修を受講したく申請します。

研 修 名	
主 催 者 名	
研 修 場 所	
期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
受 講 料	
その他費用	
申 請 理 由	

決 裁			